

岩手労働局

〒020-8522 盛岡市盛岡駅西通1-9-15
盛岡第2合同庁舎5F

総務部

総務課 TEL.019-604-3001
企画室 TEL.019-604-3002
労働保険徴収室 TEL.019-604-3003

労働基準部

監督課 TEL.019-604-3006
健康安全課 TEL.019-604-3007
賃金室 TEL.019-604-3008
労災補償課 TEL.019-604-3009

職業安定部

職業安定課 TEL.019-604-3004
需給調整事業室 TEL.019-604-3004
職業対策課 TEL.019-604-3005
職業対策課分室(助成金相談コーナー)
TEL.019-606-3285
求職者支援室 TEL.019-604-3004

雇用均等室 TEL.019-604-3010



労働基準監督署

盛岡労働基準監督署 TEL.019-604-2530
〒020-8523 盛岡市盛岡駅西通1-9-15
盛岡第2合同庁舎6F

宮古労働基準監督署 TEL.0193-62-6455
〒027-0073 宮古市緑ヶ丘5-29

釜石労働基準監督署 TEL.0193-23-0651
〒026-0041 釜石市上中島町3-2-12
新日本製鐵㈱健康保険組合
釜石支部健康センター2F

花巻労働基準監督署 TEL.0198-23-5231
〒025-0091 花巻市西大通り1-6-24

一関労働基準監督署 TEL.0191-23-4125
〒021-0864 一関市旭町5-11

大船渡労働基準監督署 TEL.0192-26-5231
〒022-0002 大船渡市大船渡町字台13-14

二戸労働基準監督署 TEL.0195-23-4131
〒028-6103 二戸市石切所字荷渡6-1
(二戸合同庁舎2F)

岩手労働局のホームページのご案内

<http://iwate-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>



ハローワーク・ ハローワークプラザ

- ハローワーク盛岡 TEL.019-651-8811(案内)
〒020-0885 盛岡市紺屋町7-26
(各担当はダイヤルインとなります)
- ハローワークプラザ盛岡 TEL.019-623-4800
〒020-0024 盛岡市菜園1-12-18
盛岡菜園センタービル2F
- ハローワーク沼宮内 TEL.0195-62-2139
〒028-4301 岩手郡岩手町大字沼宮内7-11-3
- ハローワーク釜石 TEL.0193-23-8609
〒026-0043 釜石市新町6-55
- ハローワーク遠野 TEL.0198-62-2842
〒028-0524 遠野市新町2-7
- ハローワーク宮古 TEL.0193-63-8609
〒027-0038 宮古市小山田1-1-1(宮古合同庁舎1F)
- ハローワーク花巻 TEL.0198-23-5118
〒025-0098 花巻市材木町27-10
- ハローワーク一関 TEL.0191-23-4135
〒021-0026 一関市山目字前田13-3
- ハローワークプラザ一関 TEL.0191-31-5911
〒021-0881 一関市大町6-52(ガーデンよこや内)
- ハローワーク水沢 TEL.0197-24-8609
〒023-8502 奥州市水沢区東中通り1-5-35
- ハローワーク北上 TEL.0197-63-3314
〒024-0091 北上市大曲町5-17
- ハローワークプラザ北上 TEL.0197-65-5810
〒024-0092 北上市新穀町1-4-1
ツインモールプラザ西館2F
- ハローワーク大船渡 TEL.0192-27-4165
〒022-0002 大船渡市大船渡町字赤沢17-3
(大船渡合同庁舎)
- ハローワーク二戸 TEL.0195-23-3341
〒028-6103 二戸市石切所字荷渡6-1
(二戸合同庁舎1F)
- ハローワーク久慈 TEL.0194-53-3374
〒028-0051 久慈市川崎町2-15

労働基準監督署・ハローワーク 管轄図

※宮守町はハローワーク遠野の管轄ですが
労働基準監督署は「花巻労働基準監督署」の管轄です。



※奥州市前沢区、衣川区はハローワーク水沢の管轄ですが
労働基準監督署は「一関労働基準監督署」の管轄です。

平成24年度 岩手労働局行政運営方針の概要

取り組むべき課題と対応



岩手労働局

厚生労働省



日本はひとつ
しごとプロジェクト

はじめに

平成 24 年度の行政運営に当たっては、昨年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴い、沿岸部を中心に、人的・物的に甚大な損害を蒙り、被災事業所に雇用されていた労働者の多くが、離職を余儀なくされたことから、当該被災者の就職支援、及び今後復興計画に基づき本格化する復旧・復興工事に係る労働災害の防止を最重点課題として取り組みます。

特に、復興元年となる今年度に重点として取り組むべき課題と対応を「東日本大震災からの復旧・復興支援及び円高への対応」と位置づけるとともに、本格的な高齢・少子化社会を見据え、高齢者、女性等の就労機会の確保、働きやすく安心安全な職場環境の整備を図るため、「[全員参加型社会]の実現に向けた雇用・生活安定の確保」及び「安心して働ける社会を実現するための環境整備」に積極的に取り組むこととしています。

最重点課題

- I 東日本大震災からの復旧・復興支援及び円高への対応 P2~5
- II 「全員参加型社会」の実現に向けた雇用・生活安定の確保 P6~7
- III 安心して働ける社会を実現するための環境整備 P8~9

主要施策

- 1 労働基準行政の主要施策 P10~11
- 2 職業安定行政の主要施策 P12
- 3 雇用均等行政の主要施策 P13

I. 東日本大震災からの復旧・復興支援及び円高への対応

1. 「日本はひとつ」しごと協議会の活用等、関係機関との緊密な連携による雇用対策の実施

「岩手県『日本はひとつ』しごと協議会」を活用し、各構成員(県・労働局・関係団体等)が実施している復旧・復興事業に係る情報の共有などにより、関係機関と連携し効果的な推進を図ります。

2. 本格的な雇用復興のための産業施策と一体となった雇用機会創出への支援

① 事業復興型雇用創出事業の推進

岩手県が実施する事業復興型雇用創出事業及び国が支給する各種助成金等を有機的に活用し、安定的雇用の拡大を図ります。

② 生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業の推進

生涯現役で年齢にかかわらず働き続けられる全員参加型・世代継承型の先導的な雇用復興を支える人材を育成するため、雇用創出基金事業により支援を行います。

3. 震災や円高の影響を受けた者への就職支援

① 被災者雇用開発助成金等を活用した更なる雇用促進

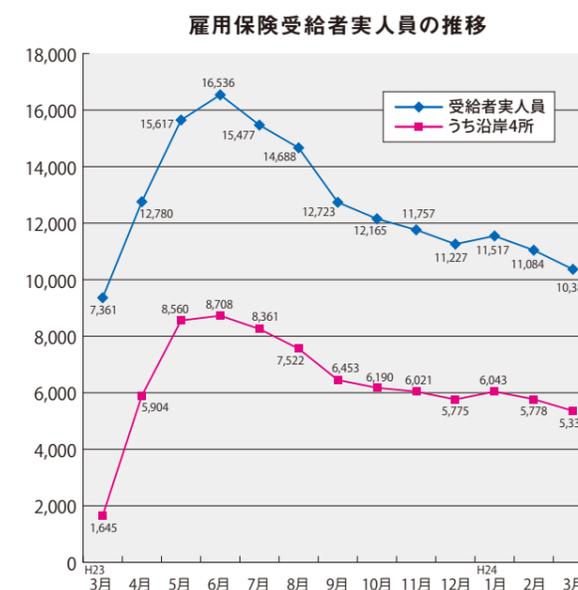
「被災者雇用開発助成金」や「成長分野等人材育成支援奨励金」を活用し被災求職者の就職支援を行います。

② 職業訓練の積極的な推進による就職支援

震災対策特別訓練を始め、震災や円高の影響による離職者の支援のための公的職業訓練の拡充を図ります。

③ 雇用保険受給者等の早期再就職の実現に向けた支援の徹底

認定日における集中的な職業相談の実施、再就職の意欲が高い者に対する担当者制によるきめ細かな就職支援のほか、合同就職面接会や就職支援セミナー等を開催しマッチングを図ります。

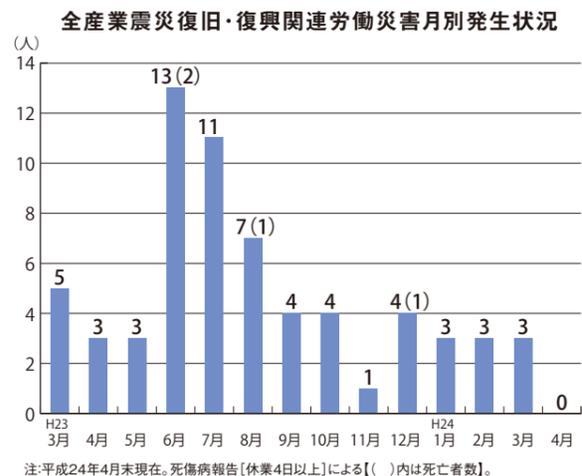


注:受給者実人員は、基本手当受給者実人員及び延長給付(個別・広域)受給者実人員の合計

4.労働者の労働条件の確保等

① 復旧・復興作業関係労働者に係る労働条件の確保

- ・ 工事量の増加により長時間労働が懸念されることから、建設業者等に対し集団指導等の機会をとらえ労働条件の履行確保の徹底を指導します。
- ・ 復旧・復興工事関連事業の本格化に伴い長時間労働が懸念されることから、警備業者、旅館業者等に対して、集団指導等の機会をとらえ労働条件の履行確保の徹底を指導します。
- ・ 建設資材やがれきの運搬等による過密スケジュールが予想されることから、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」等を周知し、的確な監督指導等を実施します。



② 医療現場での勤務環境の改善に向けた取組の推進

岩手県の保健・医療・福祉特区が認定され、医師や看護師らの配置基準が緩和されることにより勤務環境の悪化が懸念されることから、労働条件の確保改善に向けた取組の徹底を指導します。

5.復旧・復興工事災害防止対策の徹底

① 施工業者等に対する監督指導・個別指導等の実施

- ・ 新規参入者に対する安全衛生教育の徹底を指導します。
- ・ 除染等業務を行う事業者に対し、「ガイドライン」に定めた必要な措置を行うよう指導します。

② 東日本大震災復旧・復興工事関係者連絡会議の開催

前年度に設置した「東日本大震災復旧・復興工事関係者連絡会議」をはじめ、地区単位及びエリア単位に連絡会議等を開催し、労働災害の防止に取り組みます。

③ 東日本大震災復旧・復興工事安全衛生確保支援事業の活用促進

労働災害防止を目的として行われている巡回指導、安全衛生相談、新規参入者教育の各事業が、建設業者に活用されるよう周知等に取り組みます。

～ 除染等業務を行う事業者の皆さまへ ～

除染などの作業にあたる労働者の放射線被ばく低減のための措置を義務化しました

東日本大震災に伴う原子力発電所の事故によって放出された放射性物質による環境汚染の除染が喫緊の課題となる中、除染などの作業を行う労働者（以下、「除染等業務従事者」）の放射線被ばく低減対策が重要となっています。

このため、厚生労働省では「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に関する放射線被ばく防止規程」以下、「除染電離則」を制定しました（平成24年1月1日施行）。

除染等業務を行う事業者の皆さまには、この規程に基づき、除染等業務従事者の放射線被ばく低減のための措置を講じていただきますよう、お願いいたします。

なお、詳細につきましては、平成23年12月22日付け基発122第6号「除染等業務に従事する労働者の放射線被ばく防止のためのガイドライン（以下「ガイドライン」）について」をご参照ください。
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetau/roudou/gyousei/ansan/120118-1.html>

除染電離則の概要

- 除染電離則は、除染等業務を行う事業者と、その事業者に雇用される除染等業務従事者を対象とするものです。
- 除染電離則の対象となるのは、以下の業務です。

1 土壌等の除染等の業務	放射性物質汚染対策特別法に規定する「除染特別地域」が汚染除去対象地域内で、汚染された土壌、草木、工物等について講ずる当該汚染除去業務、作業および廃棄、本規程に準拠した汚染等（以下「汚染土壌等」）の除去、当該汚染の低減の防止その他の措置を講ずる業務
2 廃棄物収集等業務	除染特別地域等内における除去土壌や汚染された廃棄物（当該廃棄物に含まれるセシウム134およびセシウム137の濃度が10,000Bq/kgを超えるもの）に関する収集、運搬または廃棄に係る業務
- 除染電離則では、次の事項を規定しています。

① 放射線被ばく防止の基本原則	② 除染の限度および測定
③ 除染等業務の実施に関する措置	④ 汚染の防止
⑤ 特別的教育、健康診断、その他	

（詳細については、次ページ以降をご覧ください）

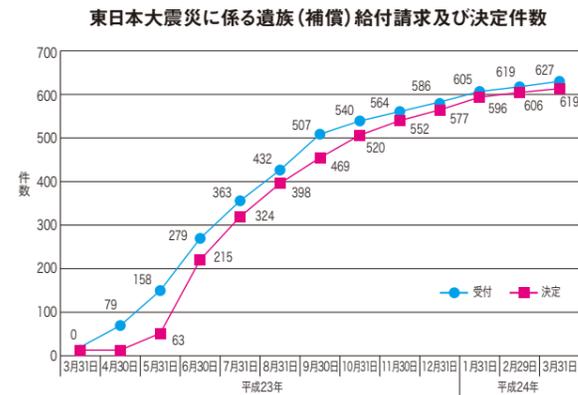
厚生労働省・岩手県労働局・労働基準監督署

6.震災で死亡した労働者の遺族等に対する労災保険の迅速な給付

未請求者に対する請求奨励及び被災労働者の更なる情報収集を行い、漏れの無い迅速な給付を行います。

7.労働保険料等の特例措置

労働保険年度更新申告書記載相談会や集合受付等の機会をとらえ労働保険料免除申請の周知を図ります。



法定納期限

		概算保険料(3回分割)			確定保険料
		第1期	第2期	第3期	
納付期限	個別事業	7月10日	10月31日	25年1月31日	事業の終了した日から50日以内
	労働保険事務組合		11月14日	25年2月14日	

※概算保険料額が40万円(労災保険又は雇用保険のどちらか一方の保険関係のみ成立している場合は20万円)以上の場合や、労働保険事務組合に労働保険を委託している場合は労働保険料の納付を3回に分割することができます。

8.未払賃金立替払の請求促進・迅速な支払

申請手続きを簡略化(関連資料の一部省略)して被災地域の労働者の申請負担を軽減し、迅速な処理を引き続き実施します。

○震災に伴う未払賃金立替払制度の運用状況

(平成24年3月31日現在)

	局計	盛岡	宮古	釜石	花巻	一関	大船渡	二戸
認定申請受理件数	57	0	3	39	0	0	15	0
確認労働者数	377	2	77	152	0	0	146	0

岩手管内における過去5年間の未払賃金立替払制度の運用状況

	18年	19年	20年	21年	22年
認定申請受理件数	29	30	27	29	24
確認労働者数	206	280	378	306	189

東日本大震災に伴う雇用・労働関係の特例措置

特定求職者雇用開発助成金の拡充

- 被災離職者又は被災地域に居住する求職者を雇い入れた事業主を対象に助成金を支給
(※平成23年5月2日以降の雇入れに限ります)
 - 大企業50万円(短時間労働者は30万円)
 - 中小企業90万円(短時間労働者は60万円)

成長分野等人材育成支援奨励金

- 震災による被災者を新規雇用・再雇用した中小企業事業主がその労働者に職業訓練を行う場合にその訓練費を助成(60万円を限度)

雇用保険失業給付の特例措置

- 災害時における雇用保険の特例措置
 - 事業所が災害を受けたことにより休止・廃止したために、休業を余儀なくされ、賃金を受けることができない状態にある方については、実際に離職していなくても失業給付(雇用保険基本手当)を受給できます。
 - 災害救助法の指定地域にある事業所が災害により事業が休止・廃止したために、一時的に離職を余儀なくされた方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます。
- 特別措置法における個別延長給付の特例措置
震災によってやむを得ず失業や休業をした場合、雇用保険の基本手当の給付日数を、一定の要件により現行の個別延長(60日分)に加え、さらに60日分延長します。
- 被災沿岸地域における広域延長給付の実施
東日本大震災の被災地域のうち、特に雇用情勢が悪化し、その地域で就職を希望してもすぐには職業に就くことが困難な地域において、支給終了日までに再就職が困難と認められる場合は、一定の要件により給付日数を90日延長します。

未払賃金立替払制度

- 地震の直接的な被害により事業活動が停止した被災地域の中小企業に雇用されていた方々の未払賃金の立替払について、申請に必要な書類の簡略化を行う。

労災保険手続の特例措置など

- 労災保険手続の特例措置
 - 労災保険給付請求書について、事業場を管轄する署以外の署においても受け付ける。
 - 行方不明者の生死が3か月間分からない場合などは、平成23年3月11日に死亡したものと推定して取り扱う。
- 労働保険料の免除
 - 震災被害により、労働者の賃金支払いに著しい支障が生じている事業所に対して、平成24年2月29日までの賃金に関する労働保険料の免除。



Ⅱ. 「全員参加型社会」の実現に向けた雇用・生活安定の確保

1. 若者の雇用対策の推進

① 新卒者・既卒者の就職支援

- 「盛岡新卒応援ハローワーク」を大卒者等の就職支援拠点として、ジョブサポーターの大学等への恒常的な出張相談、未内定者の全員登録・集中支援を行う「大学生現役就職促進プロジェクト」を実施します。
- 岩手県、労働界、産業界、学校等の関係者を構成員とする「岩手新卒者就職応援本部」を活用し、地域の雇用に関する情報を共有し、関係機関が一体となって新卒者・既卒者の就職を支援します。

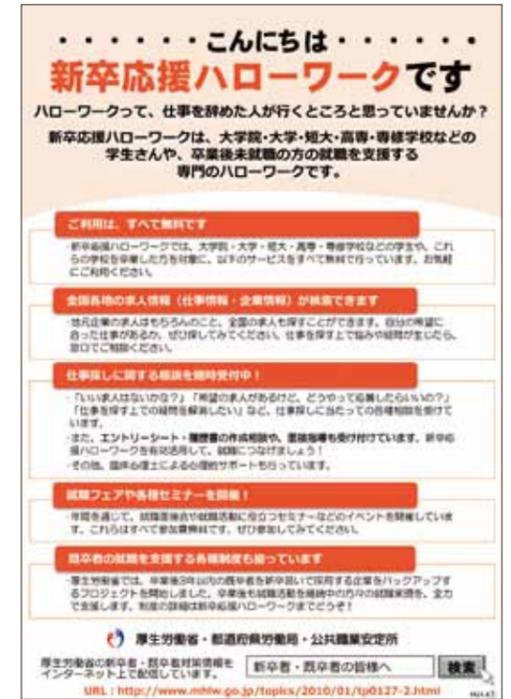
② フリーター等の正規雇用化の推進

個別支援など専門支援を中核とし、トライアル雇用・職業訓練の活用促進等就職支援を一層強化する「若者ステップアッププログラム」を推進します。

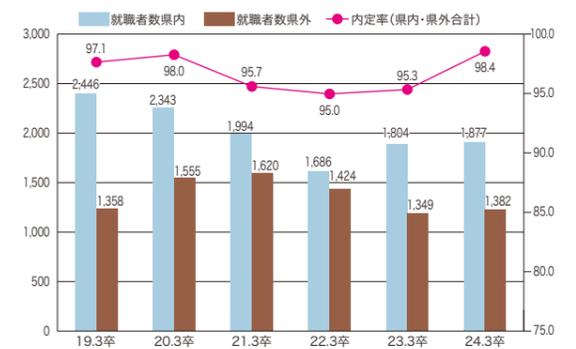
2. 高齢者雇用対策の推進

① 希望者全員が65歳まで継続して雇用される制度の促進

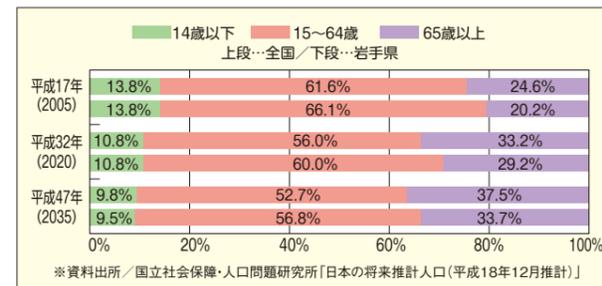
- 年金の支給開始年齢の引き上げにより、無年金・無収入となることを防ぐため、雇用と年金を確実に接続することが必要であり、65歳まで希望者全員が継続して雇用されることが求められています。
- 「高齢者雇用確保措置」が講じられていない企業(52社)に対し、震災の復興状況も踏まえつつ、措置が講じられるよう助言・指導を徹底します。



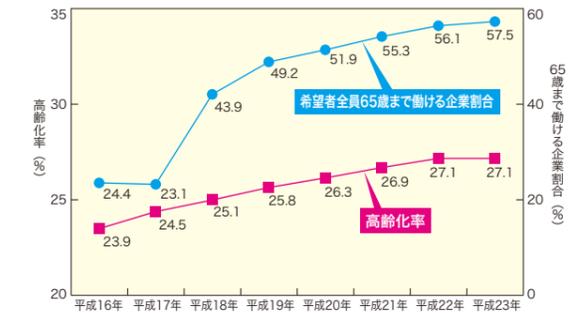
新規高卒者の就職内定者数及び内定率(平成24年度3月末現在)



年齢別人口割合の比較(平成17年～平成47年)



希望者全員65歳まで働ける企業割合と高齢化率



注)「希望者全員65歳まで働ける企業割合」は、20年度までは51人以上、21年度以降は31人以上規模企業

Ⅲ. 安心して働ける社会を実現するための環境整備

3. 障害者雇用対策の推進

① 雇用率達成指導、地域の就労支援の強化等

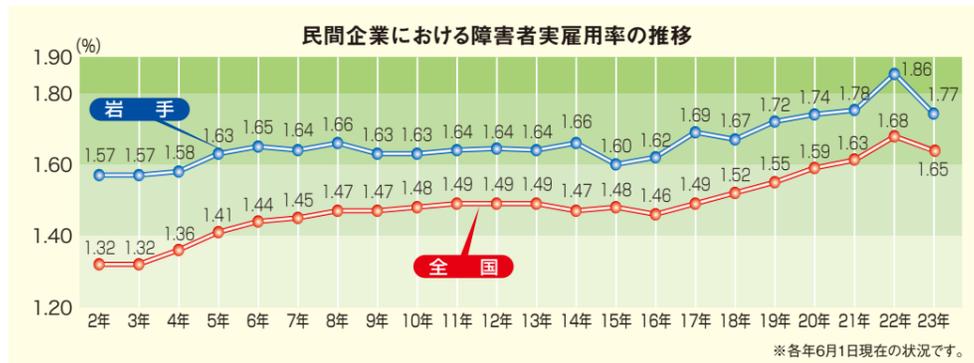
- ・ 地方自治体や事業主団体とも連携し、障害者雇用や支援策について企業経営者への理解の浸透を図り、障害者の雇用に結びつけます。
- ・ 率先垂範して障害者雇用を進めるべき立場である公的機関については、速やかな法定雇用率の達成に向け、徹底した指導を行います。(平成24年3月30日、岩手県教育委員会に対し障害者雇用適正実施勧告。24年度については、その計画の進捗につき確認等を行います)

② 地域の関係機関との連携による「チーム支援」の推進

ハローワークが中心となって関係機関と連携して実施している「チーム支援」を、地方自治体や医療機関も含めて更なる連携体制の強化を行い、就職から職場定着までの継続的な支援を実施します。

③ 障害特性に応じたきめ細かな支援の実施

精神障害者、発達障害者、知的障害者のそれぞれの障害特性に応じ、きめ細かな就職支援を実施します。



4. 子育てする女性等に対する雇用対策の推進

① 子育てする女性等に対する就職支援の充実

マザーズハローワーク等に、仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む企業の情報を提供します。

② 母子家庭の母等の雇用対策の推進

家庭環境等に配慮した職業相談・職業紹介の実施、「特定求職者雇用開発助成金」や職業訓練、試行雇用助成金の活用等により、早期就職の促進を図ります。



1. 労働災害防止に向けた集中的取組の実施

第11次労働災害防止計画期間の最終年に当たり、特に昨年労働災害が大幅に増加した建設業を主とし、1月から6月までを労働災害防止対策の最優先課題として集中的に取り組みます。

2. 職場のいじめ・嫌がらせ問題防止・解決に向けた環境整備

「職場のパワーハラスメント問題の予防・解決等に向けた提言」(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000025370-att/2r9852000002538h.pdf>)を踏まえ、問題の予防・解決に向けて取り組む社会的機運の醸成を図ります。

3. 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保対策の推進

① 男女雇用機会均等法の実効性の確保

性別を理由とする差別的取扱いや妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いへの是正指導、職場のセクシュアルハラスメント防止対策の推進等を行います。

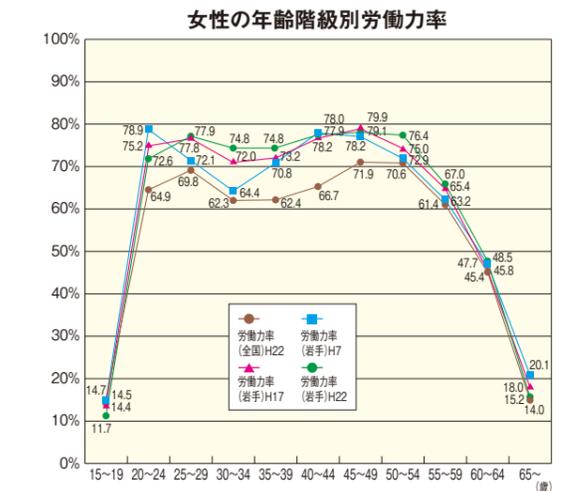
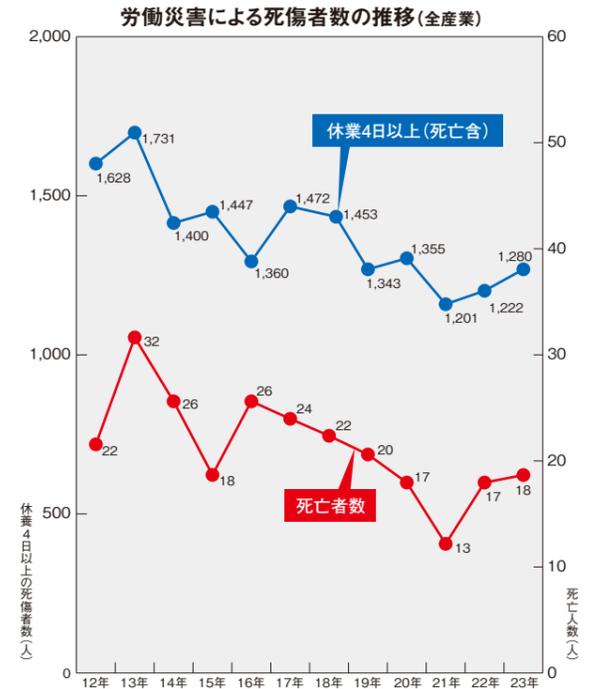
② ポジティブ・アクションに取り組む事業主に対する支援

企業に計画的報告徴収を実施し、助言を行った企業については、その後の状況を把握し、確実な取組に向けて必要なフォローアップを行います。

4. 職業生活と家庭生活の両立支援等対策の推進

① 改正育児・介護休業法全面施行についての指導及び周知

7月1日から改正育児・介護休業法が全面適用される100人以下の規模の企業へ、計画的に事業所訪問を行い、育児・介護休業等規定の整備を指導します。また、期間雇用者への法の適用について周知します。



5. パートタイム労働者の働き・貢献に見合った公正な待遇等確保の推進

- ① **パートタイム労働法に基づく指導及び周知**
事業所に対し計画的に報告徴収を実施し、義務規定の履行を徹底します。
- ② **均衡待遇・正社員化推進に取り組む**
事業主への奨励金を活用した支援
均衡待遇等に取り組む事業主を支援するため、均衡待遇・正社員化推進奨励金を活用します。

6. 個別労働紛争解決制度の積極的な運用及び均等法等三法に係る紛争の解決の促進

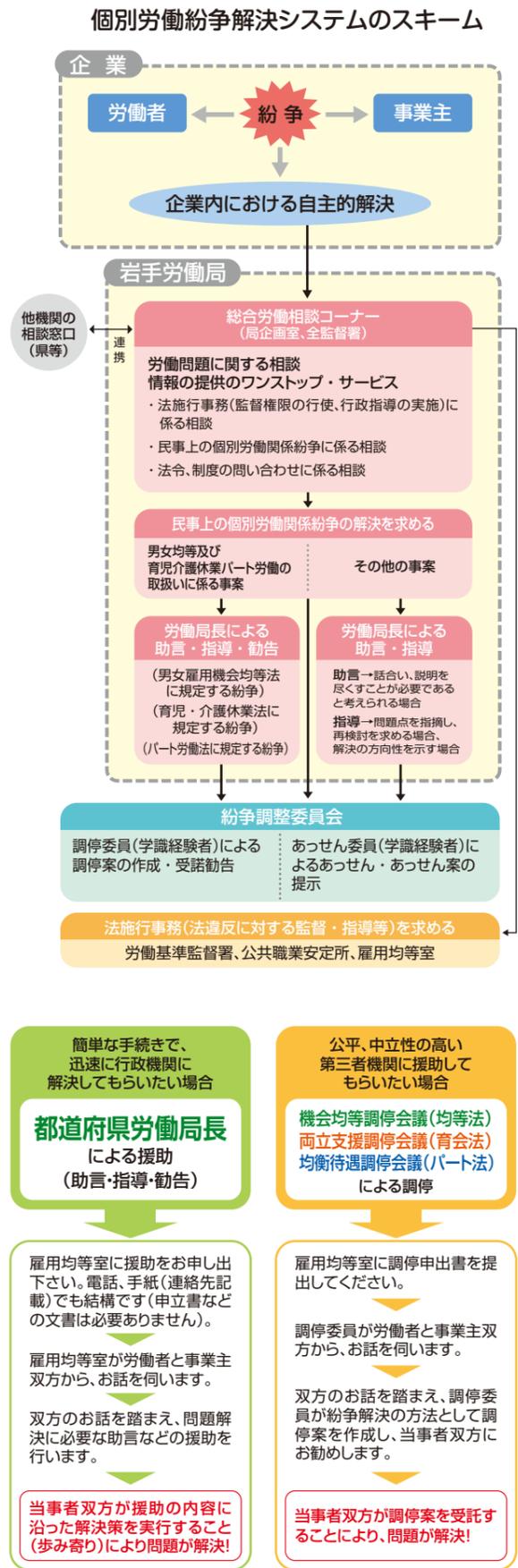
- ① **個別労働紛争解決制度の積極的な運用**
総合労働相談コーナーの機能の強化のため定期的巡回により現状を把握し、必要な改善を図ります。

総合労働相談コーナー

岩手労働局 企画室内	TEL.019-604-3002
	☎0120-980-783
	※固定電話のみ通話可、携帯不可。
盛岡労働基準監督署内	TEL.019-604-2530
宮古労働基準監督署内	TEL.0193-62-6455
釜石労働基準監督署内	TEL.0193-23-0651
花巻労働基準監督署内	TEL.0198-23-5231
一関労働基準監督署内	TEL.0191-23-4125
大船渡労働基準監督署内	TEL.0192-26-5231
二戸労働基準監督署内	TEL.0195-23-4131

◎相談窓口の受付時間は、午前9時から午後5時までです。

- ② **均等法等三法に係る紛争の解決の促進**
男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に基づく個別紛争解決援助制度について、積極的に周知し制度の活用を図ります。



主要施策

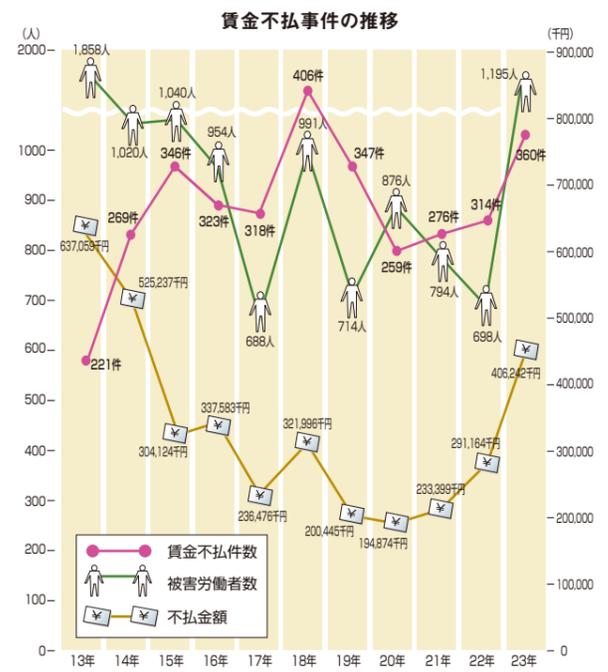
1. 労働基準行政の主要施策

経済情勢に対応した法定労働条件の確保等

- **法定労働条件の履行確保等**
事業場における基本的労働条件の枠組み及びそのための管理体制の確立のため、法定労働条件の履行確保の周知を図り、的確な監督指導等の実施などにより対応します。
- **賃金不払残業の防止**
「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」の遵守を指導するとともに、「賃金不払残業総合対策要綱」に基づき総合的な対策を推進します。

「労災かくし」の排除に係る対策の一層の推進

平成24年度からのメリット制の適用範囲の拡大が、「労災かくし」の増加につながるものがないようにするためにも、「労災かくし」対策の推進を図ります。



最低賃金制度等の適正な運営

- **最低賃金額の周知徹底等**
最低賃金額の改定等について、使用者及び労働者に対し周知徹底を図るとともに、最低賃金の履行確保上問題があると考えられる地域、業種等を重点とした監督指導等を実施します。
- **最低賃金引上げに向けた中小企業への支援**
最低賃金の引上げに向けた中小企業への支援事業について、経営課題と労務管理の相談等にワンストップで対応する「最低賃金総合相談支援センター」及び最低賃金の引上げに先行して、賃金を計画的に引き上げ、これに併せて設備導入等を行う場合の「助成金制度(業務改善助成金)」の周知を積極的に行い、利用促進を図ります。
- **家内労働対策の推進**
家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図るため、家内労働者の委託条件の明確化、工賃支払の適正化に努めます。

働く人の暮らしを守る制度です。

岩手県 最低賃金が改定されました。

645円 (時間額)

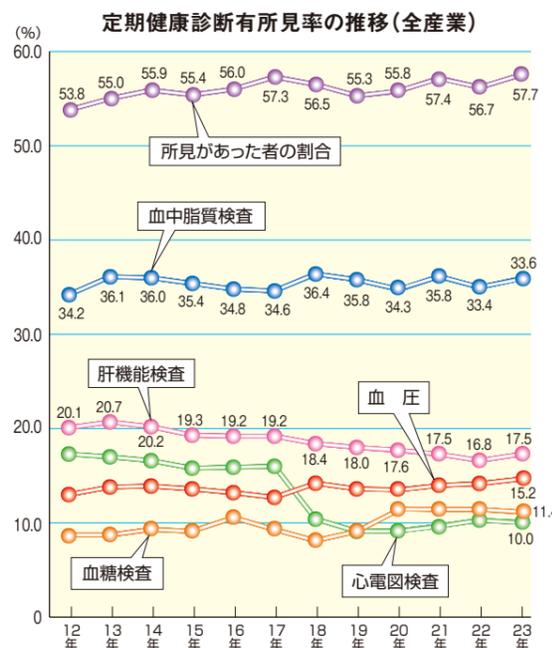
[発効日]平成23年11月11日

必ずチェック最低賃金! 使用者も、労働者も

厚生労働省

労働者の安全と健康の確保対策を推進します

- **労働災害多発分野における安全確保対策**
平成22年から増加に転じている労働災害の減少と、休業災害の15%減少等目標達成に向けて、昨年、休業・死亡災害が大幅に増加した建設業について、集中的な取組を実施します。
- **メンタルヘルス対策**
労働者の心の健康の保持増進のための措置の実施について指導を行うとともに、中小規模事業場に対しては、「メンタルヘルス対策支援センター」の活用を推奨します。
- **過重労働による健康障害防止対策**
過重労働による健康障害防止のための労働時間管理、健康管理等に関する監督指導等を行うとともに、小規模事業場に対しては、地域産業保健センターによる健康相談や健康診断結果を踏まえた事後措置指導等の利用を推奨します。
- **定期健康診断の有所見率の改善に向けた取組**



※労働者数50人以上の規模の事業場が提出する結果報告書によります。

- **石綿健康障害予防対策**
建築物の解体作業や建築物に吹き付けられた石綿等の損傷等による石綿ばく露防止対策については、計画届、作業届のほか、関係行政機関等から収集した情報を基に、問題のある事業場を特定し、効果的な監督指導等を行います。
- **職業性疾病等の予防対策**
 - **じん肺予防対策**
平成24年4月に改正粉じん則等が施行となることを踏まえ、粉じん障害防止策の徹底について指導等を行います。
 - **熱中症予防対策**
建設業、製造業等の夏季に暑熱な環境で作業を行う事業者に対し、「職場における熱中症予防対策」を周知し、必要な指導を行います。
 - **化学物質管理対策**
有害物ばく露作業報告対象物にかかる告示が一部改正されたことから、平成24年分の報告が確実に進むよう周知します。

労災補償対策の推進

- **労災保険給付の迅速・適正な処理**
労災保険給付の請求については、標準処理期間内の迅速な処理に努めるとともに、認定基準等に基づいた適正な認定に万全を期します。
- **精神障害事案及び脳・心臓疾患事案に係る迅速・適正な処理の徹底**
社会的な関心が高く複雑困難な事案については、精神障害の認定基準等を踏まえ、迅速・適正な事務処理を一層推進します。
- **石綿救済制度等に係る周知及び石綿関連疾患の請求事案に係る迅速・適正な処理**
石綿関連疾患に係る補償(救済)制度のさらなる周知の徹底を図り、労災保険給付及び特別遺族給付金の請求勧奨を行います。
労災保険給付及び特別遺族給付金の請求については、改正後の認定基準等を踏まえ、被災労働者及びその遺族の迅速・適正な補償・救済を行います。

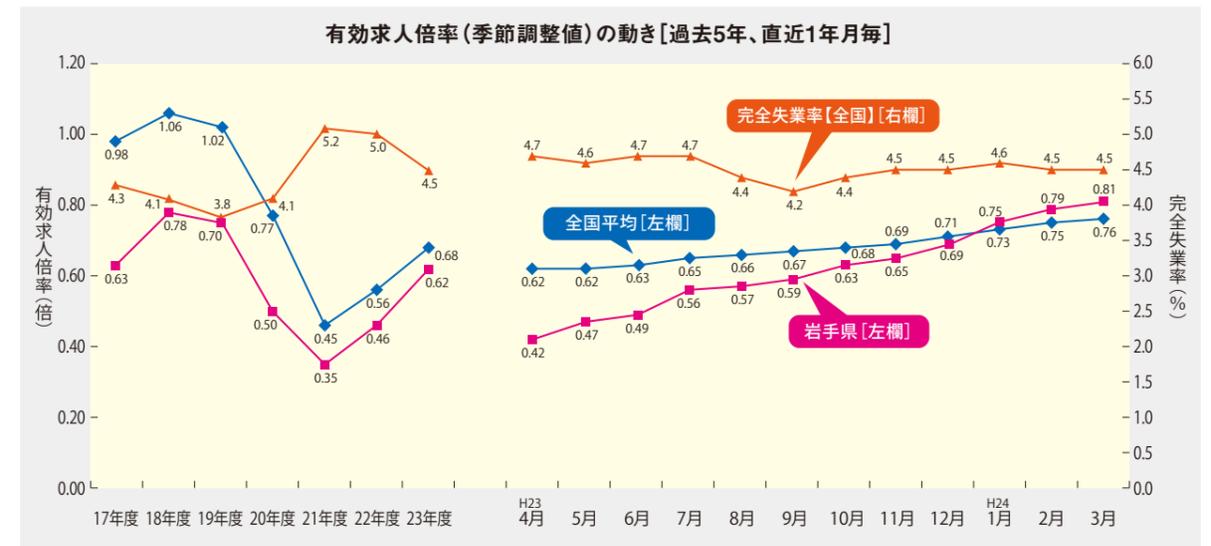
2. 職業安定行政の主要施策

現下の雇用情勢を踏まえた職業紹介業務の推進

- **求人総量確保のための求人開拓の実施**
安定した正社員求人やパート求人等、求人量の量的確保を図るとともに、求職者のニーズに即した個別の求人開拓を行うため、職員及び求人開拓推進員等、労働局・ハローワークの総力を挙げた求人開拓を実施します。
- **求人充足対策の強化**
求人受理時の求人内容確認の徹底、事業所画像情報の充実、求人者のニーズに応じたマッチングの実施、求人充足のフォローアップのひとつとして求人担当制を導入するなど、求人への応募状況及び地域の実情に合った最も効果的な求人充足対策を実施します。
- **求人・求職のマッチングの推進**
計画的に能動的なマッチングを実施し、求人に適合すると思われる求職者に対して来所勧奨型紹介や情報提供を行います。

人材ニーズを踏まえた計画的な職業訓練の推進

- **離職者への公共職業訓練(委託訓練等)の推進**
再就職に必要な知識・技能を付与するために、積極的かつ効果的な受講あっせんに努めるとともに、ものづくり分野等を担う人材育成の推進に努めます。



- **求職者支援制度による職業訓練や給付金の支給等を通じた就職支援**
非正規労働を繰り返したり、失業期間が長期にわたったりしていること等により、職業能力の形成機会に恵まれなかった求職者を対象として職業訓練の実施をするとともに、雇用保険の受給ができない失業者が職業訓練の受講を容易にするための給付金の支給を行います。さらに、早期就職の実現のため、就職支援計画書の作成等により、積極的な就職支援を行います。

雇用保険受給者に対する就職支援

- **認定日を活用した集中的な就職支援の実施**
認定日以外にもハローワークに来所し、熱心に求職活動をしている者を除き、認定日を活用した職業相談、職業紹介を実施します。
- **雇用保険の受給終了後の就職支援**
最終認定日に就職が決定していない方については、ハローワークでの就職支援を積極的に活用するよう働きかけるとともに、各人の希望や状況に応じた支援を行います。

3. 雇用均等行政の主要施策

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保対策の推進

● 男女雇用機会均等法の実効性の確保

- ・企業に計画的に訪問調査を行い、性別による差別や妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止について法違反があった場合は指導を行います。
- ・職場のセクシュアルハラスメント防止対策の実施を指導します。問題事案が生じた場合には、迅速・的確な事後の対応及び再発防止措置の実施を徹底します。
- ・法の内容やパートタイム労働者等への法の適用について広報を行います。

● ポジティブ・アクションに取り組む事業主に対する支援

事業主がポジティブ・アクション(管理職に女性が少ないなど、男女労働者の間に事実上生じている格差の解消のために自主的に行う取組)に積極的に取組めるよう、具体的にアドバイスを行います。

ポジティブ・アクション
普及促進マーク「きらら」



職業生活と家庭生活の両立支援等対策の推進

- 平成24年7月1日から改正育児・介護休業法が全面適用される100人以下の規模の企業に対し計画的に訪問調査を行い、育児・介護休業等規定の整備を指導します。法の内容が十分に浸透していない業種・規模の集団説明会も行います。
- 一定の期間雇用者は育児・介護休業の対象であることを、労使双方に周知します。
- 仕事と家庭の両立のできる職場環境の整備を進めるため、「両立支援助成金」の支給を行います。
- 次世代を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境整備のため、次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定、労働局への届出等について助言を行います。
- 多くの企業が次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみんマーク)に向けて取り組むよう、認定企業への税制優遇措置や好事例等の広報を行うとともに、具体的な取組方法をアドバイスします。

パートタイム労働者の働き・貢献に見合った公正な待遇等確保の推進

- パートタイム労働者と正社員との均衡待遇について計画的に企業に訪問調査を行い、説明会等での法の周知も行います。
- パートタイム労働者と正社員との均衡待遇やパートタイム労働者から正社員への転換の推進に取り組む事業主に、具体的な取組方法をアドバイスします。
- 職務分析・職務評価の手法を活用した賃金制度の導入を支援します。
- パートタイム労働者の均衡待遇等の取組を推進するため、「均衡待遇・正社員化推進奨励金」の支給を行います。

紛争の迅速な解決援助

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法について、相談に応じ、労使間に生じたトラブルの解決を援助します。なお、援助を申し出たことを理由とする不利益な取扱いは禁止されています。



岩手労働局 組織図及び所掌業務

厚生労働省

岩手労働局

総務部

- 総務課：労働局全体の庶務・会計事務等を行っています。
- 企画室：労働局内の総合調整、情報公開の取次ぎや個別労働紛争の助言・指導、あっせんを行っています。
- 労働保険徴収室：労働保険の成立、保険料の決定、徴収に関することを行っています。

労働基準部

- 監督課：労働条件の確保・改善、監督指導を行っています。
- 健康安全課：産業安全、労働安全衛生に関することを行っています。
- 賃金室：最低賃金、最低工賃など賃金に関することを行っています。
- 労災補償課：労災保険給付、社会復帰促進等事業に関することを行っています。

職業安定部

- 職業安定課：職業紹介、雇用保険給付に関することを行っています。
- ・需給調整事業室：民営職業紹介、労働者派遣に関することを行っています。
- 職業対策課：高齢者・障害者等の雇用対策、各種助成金に関することを行っています。
- 求職者支援室：求職者支援制度、公共職業訓練に関することを行っています。

雇用均等室

男女雇用機会均等、育児・介護休業制度、パートタイム労働、職場のセクシュアルハラスメント、次世代育成支援に関することを行っています。

労働基準監督署(県内7署)

労働基準監督署は、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法などの法律で定められている労働条件について、申告や定期監督により、立入検査を行うなど労働基準監督制度等によりその履行を図っているほか、労災保険の休業給付・遺族年金の相談、労働保険の適用・徴収に関することを行っております。また、総合労働相談コーナーを設け、労働者と事業主との間の労働関係の紛争の解決の援助を行っています。

盛岡労働基準監督署

宮古労働基準監督署

釜石労働基準監督署

花巻労働基準監督署

一関労働基準監督署

大船渡労働基準監督署

二戸労働基準監督署

ハローワーク(県内12所)

ハローワークでは、「求人者へのサービス」や「求職者へのサービス」そして雇用保険関係業務(失業の認定、失業給付等)を行っています。また、高齢者や障害者、新規卒者等の職業紹介、職業訓練のあっせん、雇用調整助成金等の各種助成金、高齢者雇用継続給付・育児休業給付・介護休業給付に関することを行っています。

ハローワーク盛岡

ハローワーク沼宮内

ハローワークプラザ盛岡

ハローワーク釜石

ハローワーク遠野

ハローワーク宮古

ハローワーク花巻

ハローワーク一関

ハローワークプラザ一関

ハローワーク水沢

ハローワーク北上

ハローワークプラザ北上

ハローワーク大船渡

ハローワーク二戸

ハローワーク久慈

※ ハローワーク沼宮内 は、職業相談、職業紹介に関することを行っています。